在ブラジル日本国大使館は、更に、ブラジル連邦共和国外務省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用に関する前記の理解を確認することを求める光栄を有する。

在ブラジル日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてブラジル連邦共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年五月十一日にブラジリアで

（ブラジル連邦共和国外務省から在ブラジル日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

ＤＢＲ／ＤＡＩ／ＤＪＣ／６８／ＳＡＰＳ　ＢＲＡＳ　ＪＡＰＡ

口上書

1　ブラジル連邦共和国外務省は、在ブラジル日本国大使館に敬意を表するとともに、社会保障に関するブラジル連邦共和国と日本国との間の協定の規定に関して説明する二千十五年五月十一日付口上書第１３４／２０１５号について、その説明に同意することを通報する光栄を有する。

2　その観点から、ブラジル連邦共和国外務省は、また、社会保障協定の説明に関するブラジル連邦共和国政府と日本国政府の共通の理解が次のとおりであることを確認する光栄を有する。

3　協定の適用上、協定第二条1(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度（「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条1(b)の厚生年金保険に統一される。同日以後、協定の「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第十四条2及び第十五条5の規定が適用される状況は、存在しない。

4　協定第十三条1の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

5　協定は、退職等年金給付及び当該退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、当該退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては、適用しない。

ブラジル連邦共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在ブラジル日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年九月十日にブラジリアで

○財務省告示第三百十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第二項及び第三項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を次のように指定する。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

別表の上欄に掲げる法人、当該法人の同表の中欄に掲げる基金及び当該基金に係る同表の下欄に掲げる期間

別表

公益法人等（所在地）	基金	期間
公益社団法人配合飼料供給安定機構（東京都中野区中央五丁目八番一号）	異常補塡積立基金	平成二十七年九月三十日から平成二十八年三月三十一日まで

○財務省告示第三百十四号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

社会福祉事業又は更生保護事業を行うことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○文部科学省告示第百六十号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十一条の規定により、代表者を変更する旨の届出があったので、同令第八条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年九月三十日

文部科学大臣　下村　博文

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	変更の時期
栄養と料理一般講座	平易な栄養の知識と調理に関する知識・技術および家庭の食生活に関する知識を習得させる。	昭和四十七年十月二十七日	学校法人香川栄養学園	（新代表者）香川　芳子（旧代表者）香川　達雄	東京都豊島区駒込三丁目二十四番三号	平成二十五年十二月四日
栄養と料理専門講座	食生活に関する専門的な知識、技術を習得させ、それぞれの質を高めて、健康で文化的な社会の建設に役立たせる。	昭和四十九年五月七日				
専門料理コース						
治療食コース						

○文部科学省告示第百六十一号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十一条の規定により、代表者を変更する旨の届出があったので、同令第八条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年九月三十日

文部科学大臣　下村　博文

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	変更の時期
栄養と料理一般講座	平易な栄養の知識と調理に関する知識・技術および家庭の食生活に関する知識を習得させる。	昭和四十七年十月二十七日	学校法人香川栄養学園	（新代表者）香川　明夫（旧代表者）香川　芳子	東京都豊島区駒込三丁目二十四番三号	平成二十七年三月二十八日
栄養と料理専門講座	食生活に関する専門的な知識、技術を習得させ、それぞれの質を高めて、健康で文化的な社会の建設に役立たせる。	昭和四十九年五月七日				
専門料理コース						
治療食コース						